

[事案 28-291] 入院給付金支払請求

・平成 29 年 8 月 7 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人に通院や C T 検査の事実を伝えていたことを理由に、告知義務違反による契約解除の取消しと給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 27 年 12 月に契約した終身医療保険について、以下の理由により、告知義務違反による契約解除の取消しと給付金の支払いをしてほしい。

- (1) 契約の前に背部痛で通院し、C T 検査を受けた事実を募集人に伝えていた。
- (2) 募集人が、告知の重要性について説明しなかったことから、告知がそれほど重要との認識がなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、申立人から、通院や C T 検査を受けたことは聞いていない。
- (2) 募集人は、注意喚起情報を示して、告知義務の重要性を説明している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁判審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の説明状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、告知書の告知事項に対し事実と異なる回答が認められる一方、募集人が申立人の通院と C T 検査について知っていたとは認められず、告知の重要性に関する説明がなかったとも認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。